日本リトルリーグ野球協会　リトルリーグ東北連盟

運 営 細 則

リトルリーグ東北連盟

運　営　細　則

第 1 条　　（総　則）

本細則は、日本リトルリーグ野球協会リトルリーグ東北連盟規則を円滑に運用するために定める。

第 2 条　　（理　事）

① 理事は各県及び審判部より下記の定数にもとづき選出する。 理事長及び副理長はこの限りではない。

青　森　県	2 名	秋　田　県	2 名
岩　手　県	2 名	山　形　県	2 名
宮　城　県	2 名	福　島　県	2 名
審　判　部	2 名		

② 理事は監督・コーチを兼務できない。

第 3 条　　（リーグ事務局）

広域バンダリーにともないリーグ事務局 1 名を選出する。

第 4 条　　（大会規定）

本連盟の主催・主管・協賛・後援する大会についての実施要項はその都度理事会において審議し決定する。

第 5 条　　（審　判）

① 審判部長は、審判部で審議し、理事会へ報告。理事長が決定し、委嘱する。
② 審判部長は、各県協会の審判部長を統括する。
③ 審判は試合進行についての全権限を有する。
④ 審判は厳正中立の立場を再認し任に服するものとする。
⑤ 審判は連盟規約により試合を運営する。

第 6 条　　（リーグ会長・事務局長・運営委員長・監督及びコーチ）

① 各県の会長・運営委員長及び事務局長は各リーグの会長・運営委員長

事務局長と協議の上、監督・コーチの任命・罷免を行うことができる。

② 監督及びコーチは、リーグ会長・リーグ運営委員長・リーグ事務局長を全面的にバックアップすると共に、その指示に従わなくてはならない。

③ 監督及びコーチは、自発的奉仕の精神でチームを指導すると共にグラウンドではもちろん日常生活においても品位のある態度、責任ある言動をとり、模範とならなくてはならない。

④ リーグ会長・事務局長・運営委員長・監督及びコーチはリトルリーグの趣旨をよく理解した上でその任に服し自己のチームについて往復の交通機関も含めて全責任を持つこと。

⑤ 監督は 20 才以上の成人でなくてはならない。 コーチも 20 才以上の成人であることが望ましい。

第 7 条 （選手の登録）

① 各リーグの事務局長は全選手の年度登録書を住民票と照合の上、各県協会事務局長または運営委員長へ提出しなくてはならない。

② 各県事務局長または運営委員長は年度登録書の内容を住民票と照合確認の上、連盟事務局へ提出するものとする。

③ 登録選手は各県協会が指定するバンダリーに住居していなければならない。
指定地域は別に定める。

④ 登録

(1) 国際登録は1月の所定の日時まで連盟事務局に提出する。
カテゴリーごとのチーム登録があればワールドシリーズ予選大会参加資格が認められる。

(2) 国内登録も上記(1)同様の提出。各県協会事務局長はまとめて東北連盟事務局まで提出すること。その他大会出場選手資格は「各県協会が定める選手登録規則に準じ、県協会が出場を認めた選手が出場参加資格者」と判断する。

(3) 各大会登録の締切りについては理事会で決定する。

(4) 転校に伴う変更については県協会役員が「2022 ルールブック規定Ⅳ選手(h) P35」「2022 ルールブック規定Ⅱ リーグ境界(d)P28」を確認し、速やかに理事長に報告し、承認を得なければならない。

第 8 条 （提 訴）

① 本連盟規則第2条に反する行為等が生じた場合、又は各県協会が独自で処理できない重要問題が生じた場合、すみやかに文書で理事会に提訴することができる。
その場合、理事会の裁定に従うものとする。

② 運営に関する提訴はすべて理事会で処理する。
③ 審判のジャッジに関する提訴は、一切受け付けない。

第 9 条　（各県協会旗・リーグ旗の掲揚）
各県協会は、登録リーグがインターミディエット選手権・全日本・全国選抜・MLBCUP等、全国大会の予選大会を行う場合は「リーグ旗、広告バナーを掲揚・掲示」するよう義務付けること。

第 10 条　（遠征及び招待試合）
各県協会（各県に登録全リーグ全チームを含む）は遠征及び招待試合を行う場合（特に県外との場合）無理の無い計画を立案し、実施・運営についての全責任をもたなくてはならない。

第 11 条　（後援会）
各県協会は後援会を組織し、運営についてバックアップを受けることがのぞましい。

第 12 条　（マークの使用）
リトルリーグマーク（ワッペン・バッジ等）の使用については「理事長、事務局」に報告・相談をする。「理事長、事務局」は状況を把握し、公益財団法人日本リトルリーグ野球協会に承認を得る。承認後、リトルリーグマークの使用が許可されることになる。
リトルリーグマークは商標登録されています。使用とは、マスメディアに露出すること。
また、商標登録されたマークを使用したまま、リトルリーグ活動以外には使用できません。
例えば、ボーイズ・シニアリトルとの他団体との交流試合。その際は事前報告し、マークを外して参加することは可能。

第 13 条
連盟大会及び全国大会、全国会議の出席に伴う諸経費については、本会計にて支弁する。

第 14 条　（所管範囲内の県協会とそのリーグ）
本連盟規則第 4 条の各項に定める会員の県協会及びその所属リーグ名は別紙のとおりとする。

第 15 条　（運営規定の変更）
本運営規定は理事会において、出席理事の 3/4 以上の同意がなければ変更できない。

第 16 条　（補 則）

① 本連盟の運営規定は昭和 51 年 2 月 1 日より施行する。

② 昭和 53 年 4 月 1 日　規定一部改正

③ 昭和 54 年 4 月 1 日　規定一部改定

④ 昭和 58 年 4 月 1 日　一部改正施行

⑤ 昭和 61 年 4 月 1 日　規定一部改正

⑥ 昭和 63 年 11 月 27 日　規定一部改正

⑦ 平成 16 年 2 月 7 日　規定一部改正

⑧ 平成 28 年 4 月 9 日　規定一部改正

⑨ 平成 31 年 4 月 6 日　規定一部改正

⑩ 令和 2 年 4 月 23 日　規定一部改正

⑪ 令和 4 年 4月 9日　規定一部改正

⑫ 令和 7 年 2 月 8 日　規定一部改正

2 この規約の施行細則は、理事会の議決を経て別に定める。